資料１－１

国公私を通じた機関や課程に着目した規模の在り方について

〇各機関、課程の国公私別の学校数（割合）及び学生数（割合）は別添の通り。

〇２０４０年を見据えて、各機関、課程の望ましい規模についてどう考えるか。その際、以下の観点に留意。

大前提として、

・２０４０年の高等教育の姿をどう考えるか。

> **今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ【抜粋】**
>
> **（平成 30 年 6 月 28 日中央教育審議会大学分科会将来構想部会）**
>
> 「本部会が行った推計によれば、2040 年には、18 歳人口は約 88 万人に減少し、大学進学者数は、約 51 万人と予想される。その際、できるだけ多くの学生が進学し、また、一旦社会に出た後にも学びを継続するために、魅力的な高等教育を提供していくことが必要と考える。」

その上で、

・課程ごとの規模をどう考えるか（18 歳人口の減少、諸外国との比較を踏まえた学士課程、短期大学士課程、博士課程・修士課程・専門職学位課程、高等専門学校、専門学校の規模　等）

・留学生や社会人の更なる受入れについてどう考えるか

・国公私の設置主体ごとの規模をどう考えるか

人口、大学数及び在学者数から見た高等教育の規模（国際比較）

我が国の人口を大学数で除すと，一大学当たり約16万人となり，在学者数を大学数で除すと，一大学当たり約3,300人となる。大学当たりの人口は，アメリカより多く，ヨーロッパより少ない。大学当たりの在学者数は，欧米諸国より少ない。
また，人口千人当たりの在学者数は約20人であり，欧米諸国よりも少ない。

	日本（2017）	アメリカ（2013）	イギリス（2014）	フランス（2014）	ドイツ（2014）	中国（2014）	韓国（2015）
人口（千人）	126,678	316,205	64,597	66,286	81,198	1,367,820	50,617
大学数（校）	780	3,039	161	74	427	1,202	199
在学者数（千人）	2,583	13,407 ※パートタイムの学生を含む	1,728 ※パートタイムの学生を含む	1,415	2,699	15,410	2,129
人口（千人）／大学数	162.4	104.0	401.2	895.8	190.2	1,138.0	254.4
在学者数（千人）／大学数	3.3	4.4	10.7	19.1	6.3	12.8	10.7
在学者数（人）／人口（千人）	20.4	42.4	26.8	21.3	33.2	11.3	42.1

【出典】○文部科学省「諸外国の教育統計」平成29（2017）年版、文部科学省「学校基本統計（平成29年度）」、総務省統計局「人口推計（平成29年9月確定値）」
【注】○日本：大学　○アメリカ：総合大学（大学院含む）・その他の4年制大学（リベラルアーツカレッジ）　○イギリス：大学・高等教育カレッジ　○フランス：国立大学
○ドイツ：総合大学・専門大学・教育大学・神学大学・芸術大学　○中国：大学（本科）　○韓国：大学・教育大学

学校数・学生数の国際比較

● 日本は私立大学が多く、学校数・学生数ともに約8割を占めており、諸外国と比較しても多い傾向。

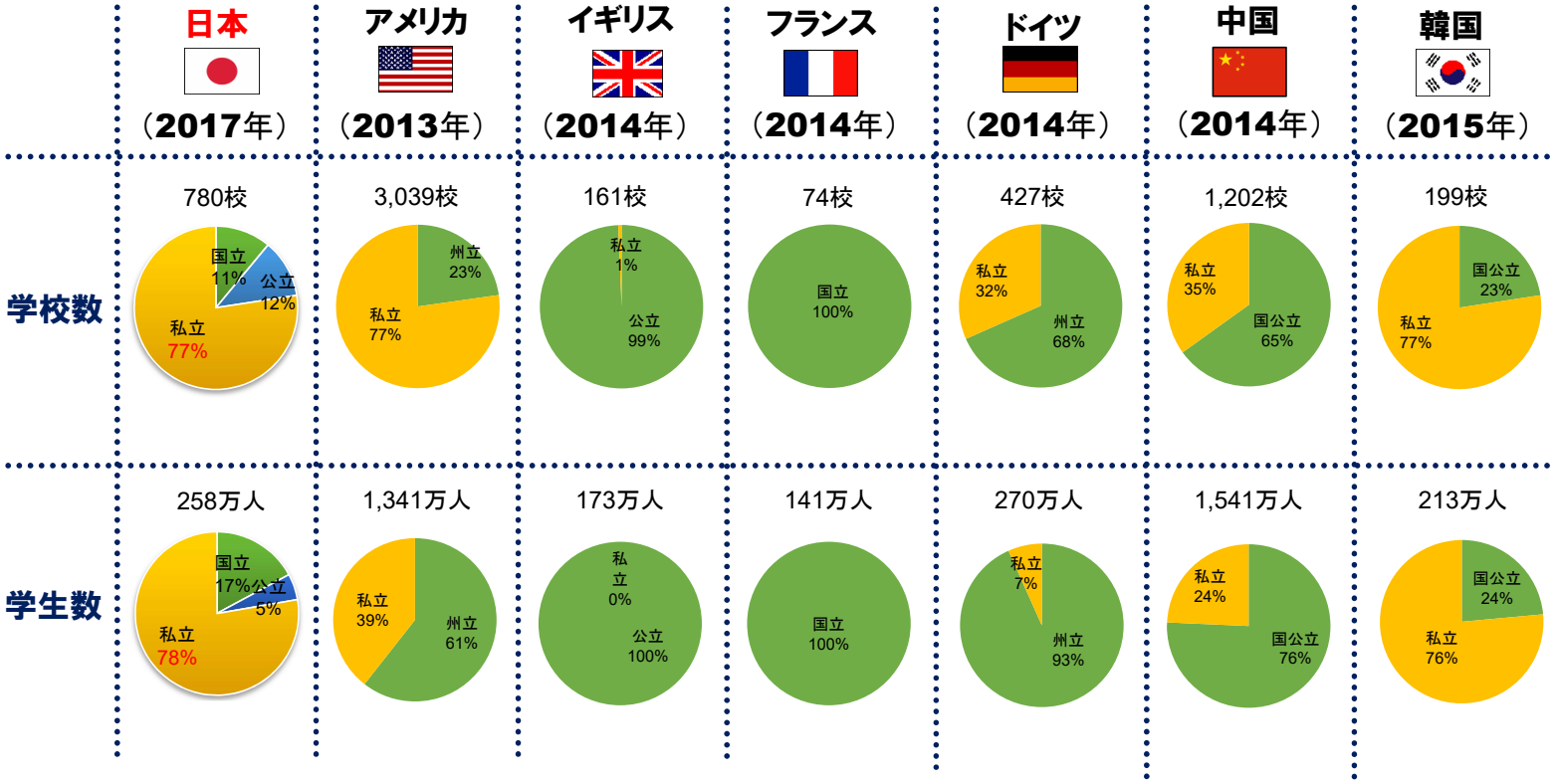

注：○日本：大学（学生数は学部）　○アメリカ：総合大学（大学院含む）・その他の4年制大学（リベラルアーツカレッジ）　○イギリス：大学・高等教育カレッジ。私立は1校のみ。　○フランス：大学。大学は国立機関である。大学型私立高等教育機関は存在するが（14校）、学位授与権を持たない。　○ドイツ：総合大学・専門大学・教育大学・神学大学・芸術大学　○中国：大学（本科）
○韓国：大学・教育大学
【出典】文部科学省「諸外国の教育統計」平成29（2017）年版、「学校基本統計（平成29年度）」

日　本

◆ 学校系統図（高等教育段階）

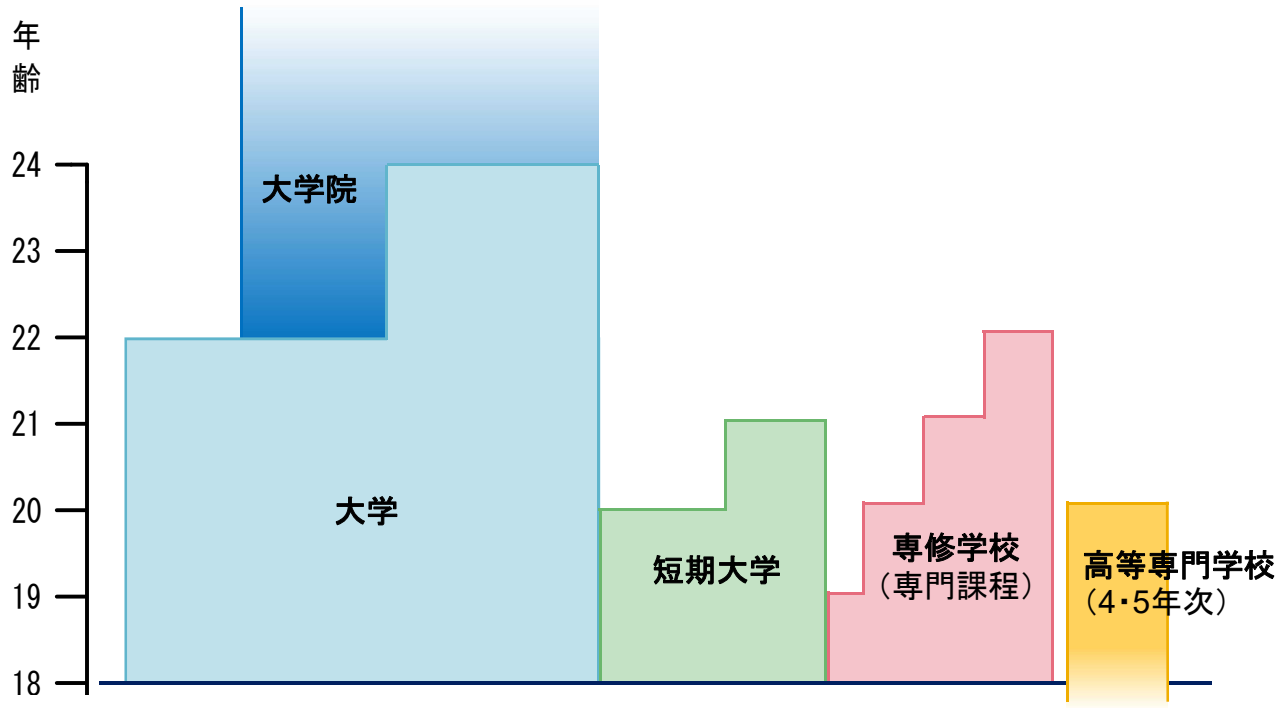

◆ 基本情報（2017年度）

学校種	設置者別	学校数（割合）（校）	学生数（割合）（千人）	修業年限（年）	通常の在学年齢（歳）
大学	国	86（11.0%）	441.9（17.1%）	4～6	18～21
	公	90（11.5%）	133.8（5.2%）		
	私	604（77.4%）	2,007.0（77.7%）		
	計	780（100.0%）	2,582.7（100.0%）		
短期大学	公	17（5.0%）	6.5（5.4%）	2～3	18～19
	私	320（95.0%）	113.2（94.6%）		
	計	337（100.0%）	119.7（100.0%）		
高等専門学校	国	51（89.5%）	19.0（89.7%）	5	15～19
	公	3（5.3%）	1.4（6.4%）		
	私	3（5.3%）	0.8（3.9%）		
	計	57（100.0%）	21.2（100.0%）		
専修学校（専門課程）	国	9（0.3%）	0.4（0.1%）	1～	18～
	公	185（6.6%）	24.8（4.2%）		
	私	2,628（93.1%）	563.1（95.7%）		
	計	2,822（100.0%）	588.2（100.0%）		
大学院	国	86（13.7%）	151.7（60.5%）	2～5	22～
	公	80（12.7%）	16.1（6.4%）		
	私	463（73.6%）	83.1（33.1%）		
	計	629（100.0%）	250.9（100.0%）		

【出典】文部科学省「学校基本統計（平成29年度）」
（学生数について）*大学：学部学生数、*短期大学：本科学生数、*高等専門学校：4・5年次在学者数

アメリカ

◆ 学校系統図（高等教育段階）

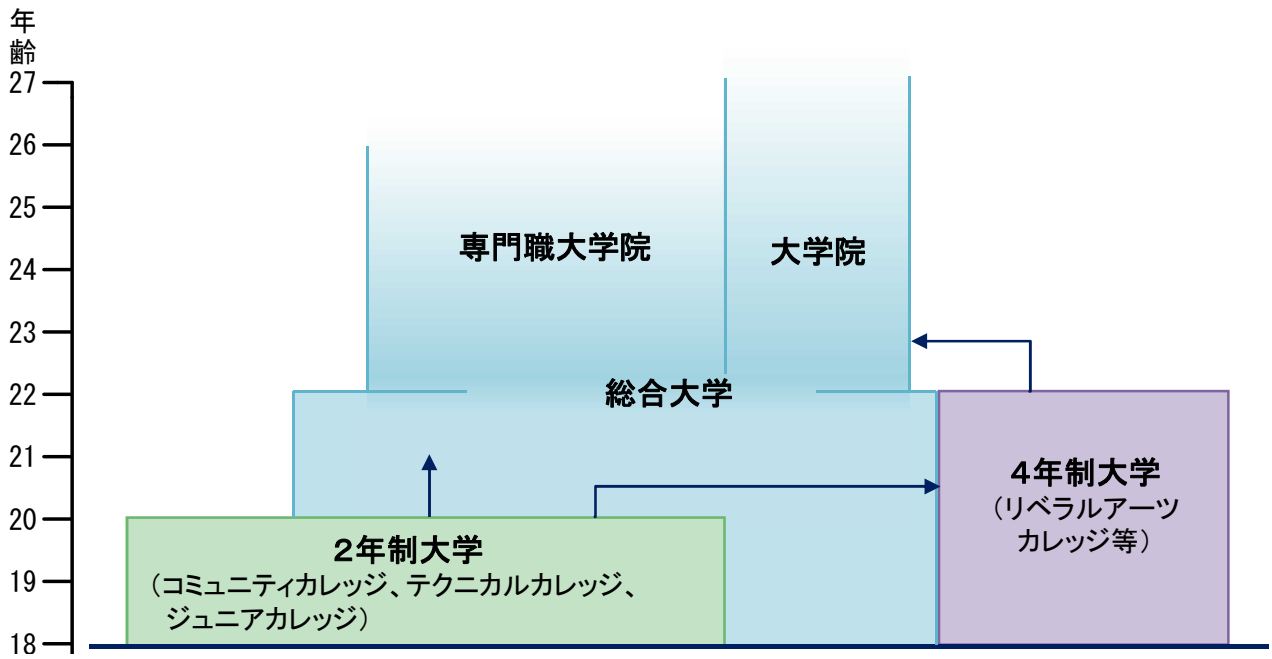

◆ 基本情報（2014年度）

学校種	設置者別	学校数（割合）（校）	学生数（割合）（千人）	修業年限（年）	通常の在学年齢（歳）
総合大学	州	州 701（23.3%）	州 8,257.3（61.2%）	4～	18～
	私	私 2,310（76.7%）	私 5,235.6（38.8%）		
その他の4年制大学（リベラルアーツカレッジ等）	州			4	18～21
	私	計 3,011（100.0%）	計 13,492.9（100.0%）		
2年制大学	州	920（56.9%）	6,397.8（95.3%）	標準2	18～19
	私	696（43.1%）	316.7（4.7%）		
	計	1,616（100.0%）	6,714.5（100.0%）		

【注】学校数は、分校を含む。学生数は、大学院及び非学位取得課程を含むフルタイム及びパートタイム在学者（総数20,207千人。うちフルタイム在学者は12,454千人）。

【出典】文部科学省「諸外国の教育統計　平成30（2018）年版」

イギリス

◆ 学校系統図（高等教育段階）

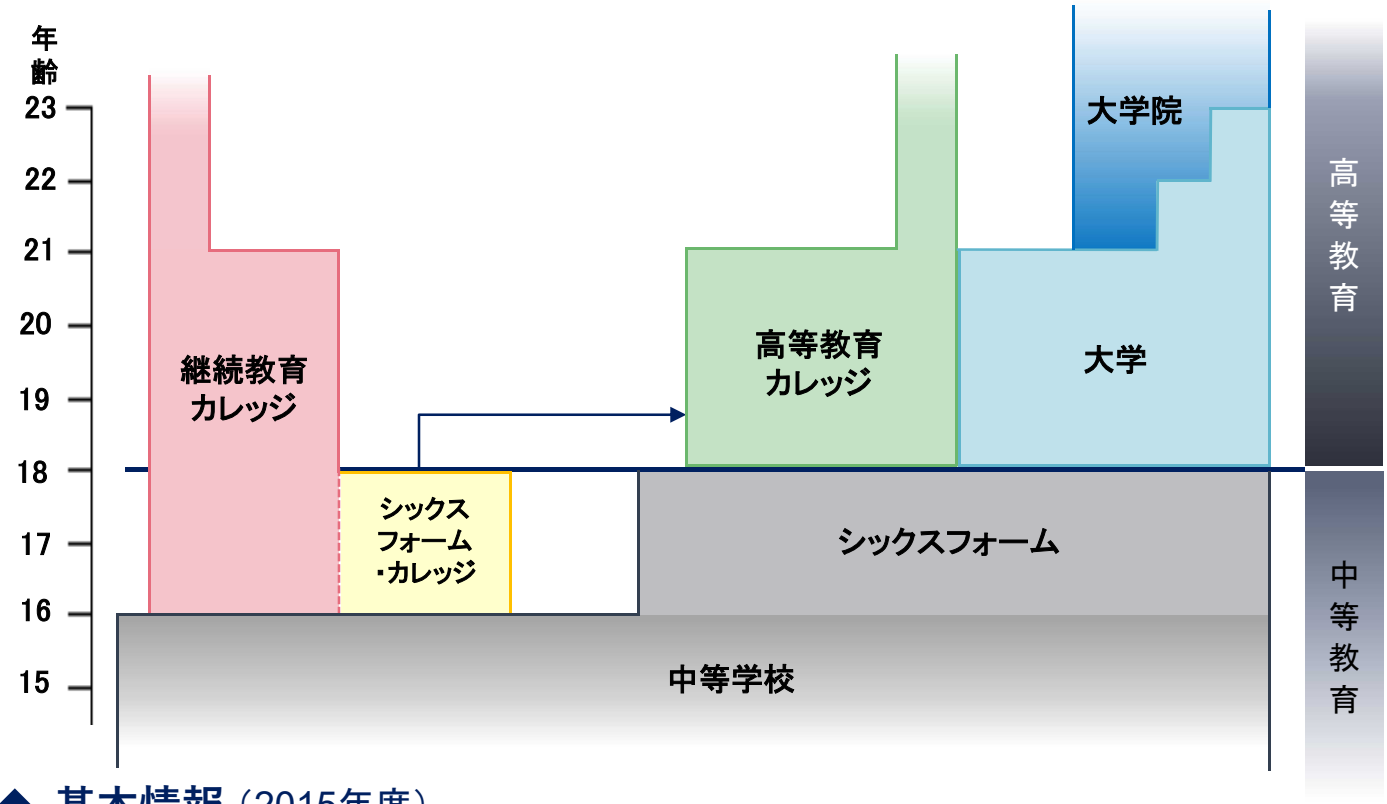

◆ 基本情報（2015年度）

学校種	維持者別	学校数（割合）（校）	学生数（割合）（千人）	修業年限（年）	通常の在学年齢（歳）
大学	国	142（100.0%）	1747.9（100.0%）	3	18～20
大学院	国	データ無し	533.0（100.0%）	—	21～
高等教育カレッジ	国	19（100.0%）	データ無し	—	18～
継続教育カレッジ	国	381（100.0%）	3,767.0（100.0%）	—	16～

【注】大学・大学院の学生数は、パートタイムを含み、うちフルタイムは大学が1,435.4千人、大学院が305.1千人。
継続教育カレッジの学生数はパートタイムを含み、学校数はシックスフォームカレッジ（94校）を含む。
継続教育カレッジは高等教育プログラムも提供している。
高等教育カレッジは学位授与権を持たない高等教育機関。

【出典】文部科学省「諸外国の教育統計　平成30（2018）年版」

ドイツ

◆ 学校系統図（高等教育段階）

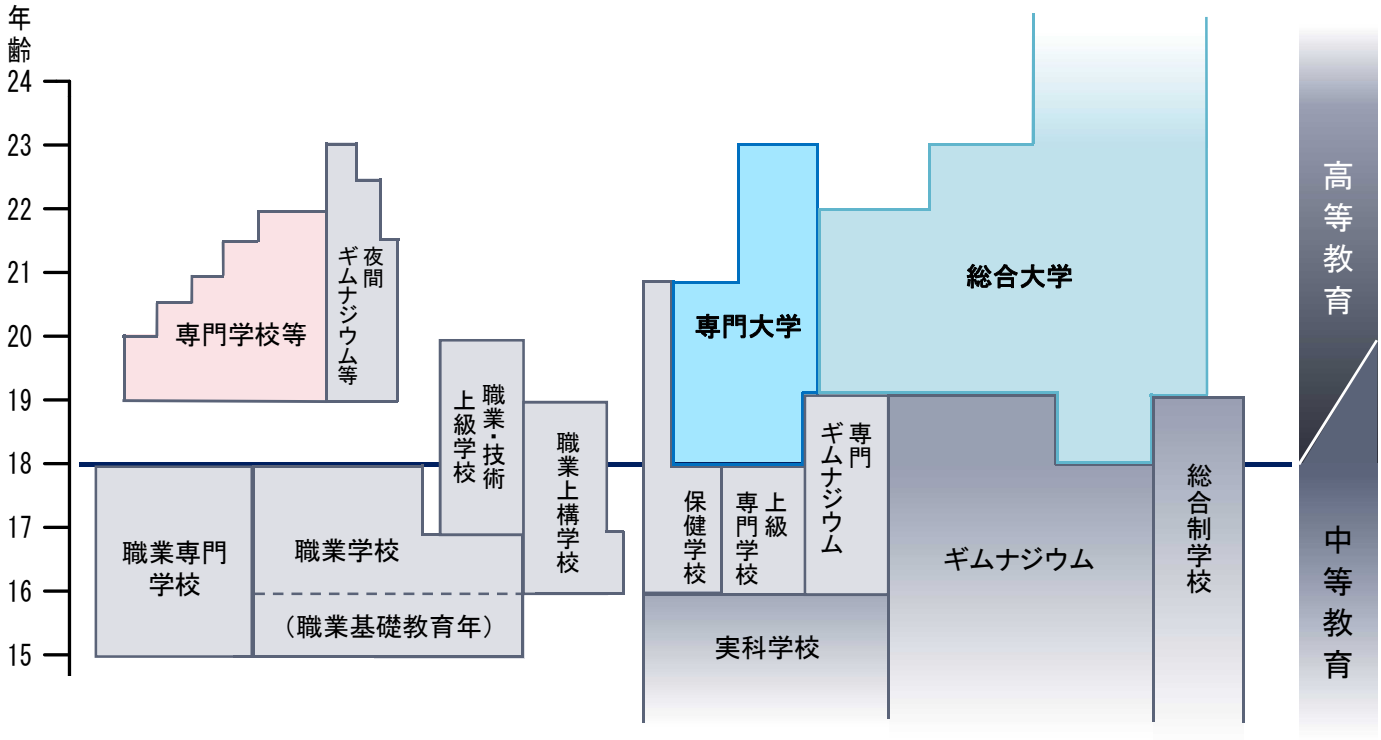

◆ 基本情報（2015年度）

学校種	設置者別	学校数（割合）（校）	学生数（割合）（千人）	修業年限（年）	通常の在学年齢（歳）
専門大学	州	138（56.3%）	793.8（82.2%）	3～	18～
	私	107（43.7%）	172.0（17.8%）		
	計	245（100.0%）	965.8（100.0%）		
総合大学	州	155（85.6%）	1,767.5（98.6%）	3～	19（18）～
	私	26（14.4%）	24.5（1.4%）		
	計	181（100.0%）	1,792.0（100.0%）		
（参考※）専門学校等	公	1,004（62.8%）	130.8（65.4%）	0.5～	18～
	私	596（37.3%）	69.1（34.6%）		
	計	1,600（100.0%）	199.9（100.0%）		

【注】総合大学には、教育大学、神学大学、芸術大学、工科大学を含む。通常の在学年齢は、初等中等教育段階の学校種により19歳又は18歳。
総合大学：伝統的な研究中心大学。
専門大学：応用的実務志向の高等教育機関。総合大学と同様に学士・修士の学位授与権を持つが、博士の学位授与権及び大学教授資格の授与権を持たない。
※専門学校等は高等教育機関ではなく、最初の職業訓練を終えた者や職業経験を有する者を対象に、より上級の職業資格を取得するための課程を提供する高等職業教育機関。ただし、中等後教育レベルの課程も提供している。

【出典】文部科学省「諸外国の教育統計　平成30（2018）年版」

中国

◆ 学校系統図（高等教育段階）

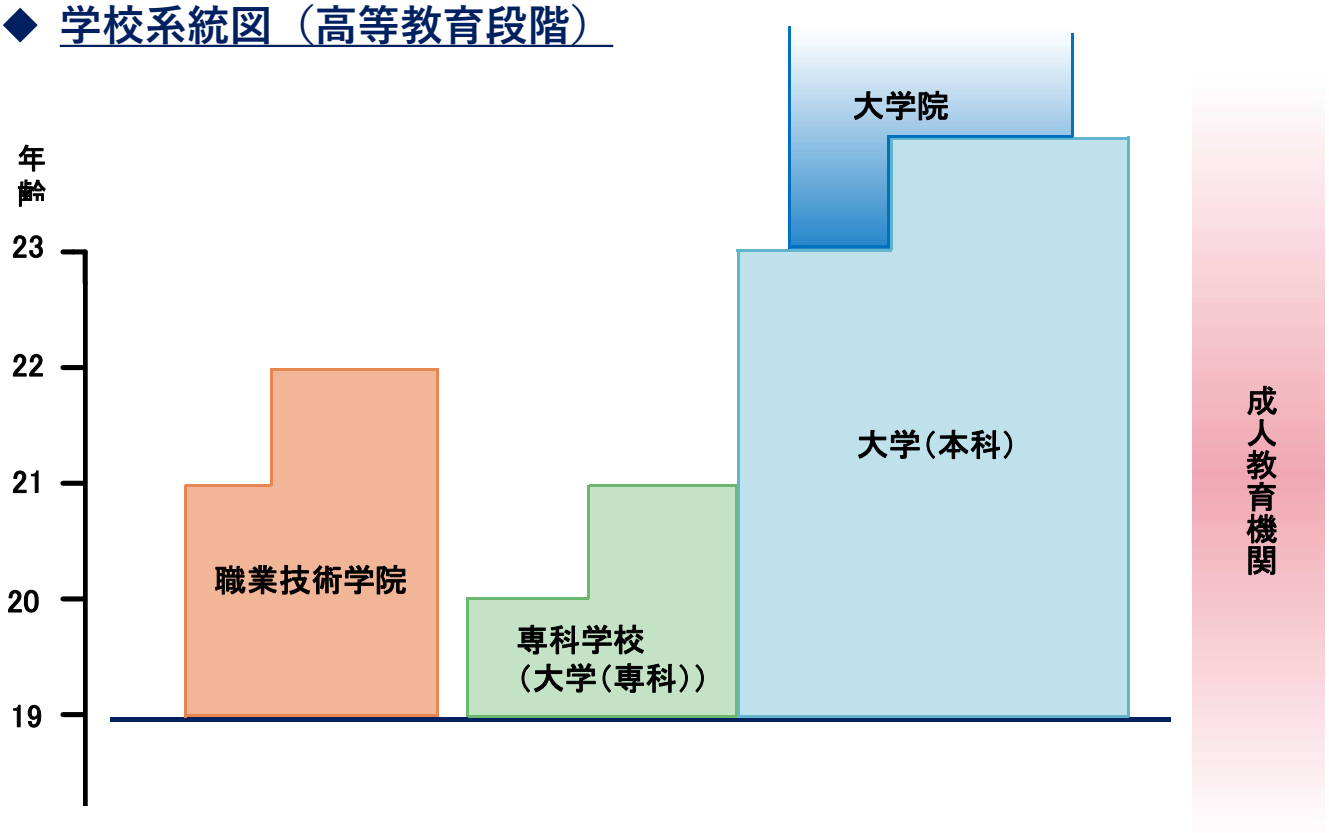

◆ 基本情報（2015年度）

学校種	設置者別	学校数（割合）（校）	学生数（割合）（千人）	修業年限（年）	通常の在学年齢（歳）
大学（本科）	国公	796（65.3%）	11,933.5（75.7%）	4～5	19～22
	私	423（34.7%）	3,833.3（24.3%）		
	計	1,219（100.0%）	15,766.8（100.0%）		
専科学校（大学（専科））	国公	国公 1,031（76.9%）	国公 8,210.9（78.3%）	2～3	19～21
	私	私 310（23.1%）	私 2,275.2（21.7%）		
職業技術学院	公	計 1,341（100.0%）	計 10,486.1（100.0%）	2～3	19～21
	私				
大学院レベル	国公	570（99.1%）	1,885.3（99.97%）	2～7	23～
	私	5（0.9%）	0.5（0.03%）		
	計	575（100.0%）	1,885.8（100.0%）		

【注】香港・マカオを含まない。
大学院レベルの数値は、大学に設けられた大学院レベルの課程・機関（研究生院）・学生数を表しており、研究所に設けられた課程・機関・学生数を含まない。

【出典】文部科学省「諸外国の教育統計　平成30（2018）年版」
中華人民共和国教育部発展規劃司『中国教育統計年鑑—2015』

（参考）各国の高等教育機関等の概要①

アメリカ

- 高等教育機関は、総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。
- 総合大学は、教養学部、専門職大学院（学部レベルのプログラムを提供している場合もある）及び大学院により構成される。
- 専門職大学院（学部）は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の機関として存在する場合（専門大学、専門職大学院大学）もある。
- 専門職大学院へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け（年限は専攻により異なる）、さらに試験、面接を受ける必要がある。
- 2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがあり、州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

イギリス

- 義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。
- 高等教育機関には、大学がある（ユニバーシティ・カレッジやスクールを名称に用いる機関もある）。これらの機関には，第一学位（学士）（通常修業年限3年間）や上級学位（修士・博士）の課程ほか、応用準学位のなどの短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニク（34校）があったが、全て大学となった。また、継続教育カレッジにおいても、高等教育レベルの課程が提供されている。
- 高等教育カレッジは、学位授与権を持たない高等教育機関。高等教育カレッジ（colleges of higher education）やユニバーシティ・カレッジなどと呼ばれる。
- 継続教育とは、義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

（参考）各国の高等教育機関等の概要②

ドイツ

- 高等教育機関には、総合大学（教育大学、神学大学、芸術大学を含む）と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門大学で4年以下、また国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門大学でもそれぞれ3年と2年となっている。
- 総合大学：伝統的な研究中心大学。
- 専門大学：応用的実務志向の高等教育機関。総合大学と同様に学士・修士の学位授与権を持つが、博士の学位授与権及び大学教授資格の授与権を持たない。

（参考：中等教育）

- 能力・適性に応じて、ハウプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主と して進む。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学希望者が主として進む。8年制又は9年制）が設けられている。
- 総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。後期中等教育段階において、上記の職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門大学入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレークは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

中国

- 大学（大学・学院）には、学位の取得が可能な学部レベル（4～5年）の本科と学位の取得に結びつかない職業教育を中心とした短期（2～3年）の専科とがあり、専科課程を提供する高等教育機関には、その他，専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルには、修士課程（2～3年）、博士課程（3～4年）があり、大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

（参考：成人教育）

- 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とする様々な形態の成人教育機関（業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等）が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

国公私の設置者別の役割分担に係る
中央教育審議会の答申等について

我が国の高等教育の将来像　（答申）（抜粋）
平成 17 年 1 月 28 日　中央教育審議会

第３章　新時代における高等教育機関の在り方
２　国公私立大学の特色ある発展に関する考え方

国公私立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、21 世紀初頭における社会の多様な要請等に国公私立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

各大学ごとの個性・特色は、国公私を問わず、各大学自らの選択に基づくものであるが、国公私それぞれを全体として見た場合の特色を意識しておくことは、高等教育の発展と国公私それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。

○　国公私立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、21 世紀初頭における社会の多様な要請等に国公私立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

○　特に、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善により、国公私それぞれの枠組みの中で自律性と透明性を確保する仕組みが整えられた。これらは、各大学の個性・特色の明確化や適正な競争を確保する一つの前提をなすものと期待される。

○　このような個性・特色は、国公私を問わず、各大学が自ら選択するものである（第 2 章 3 参照)。したがって、国公私立大学に期待される使命や役割等の区別は必ずしも一律かつ絶対的なものではない。しかしながら、時代や社会の要請に応じて変化しつつも形成されてきた、国公私それぞれを全体として見た場合の特色は、制度面にも反映しており、これを意識しておくことは、高等教育の発展と国公私それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。そこで、既に大学審議会答申等でもなされてきた整理を踏まえつつ、国立大学の法人化等による新たな展開をも考慮に入れると、おおむね、以下のように考えられる。

○　まず、国立大学については、国からの公的支援により支えられるという安定性、学長任命や中期目標・中期計画に関する国の関与等の特性がある。これらは、国立大学

が、国の高等教育政策をより直接的に体現するという側面を持つことに由来する。したがって、国立大学には、例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等について政策的に重要な役割を担うことが求められる。そして、このような役割を十分に果たしていない場合には、国立大学法人評価委員会の評価等も踏まえつつ大学の実情に応じた組織運営体制の改善が求められるべきものと考えられる。

○　国立大学は、国立大学法人制度の趣旨を生かし、自主性・自律性を発揮して一層活性化することが期待されるが、そのためにも、制度の改善・整備を不断に図っていく必要がある。

○　次に、公立大学については、各地方公共団体が高等教育に主体的に取り組み、多様かつ個性的な教育・研究を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。その際、公立大学法人制度を活用することも有力な手法の一つと考えられる。

○　公立大学は、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体現するという側面を持つものと考えられる。したがって、公立大学には、各大学の設置目的に沿って、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。

○　さらに、私立大学については、特に戦後の我が国における高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、高等教育機関の社会貢献の促進の面でそれぞれ大きな役割を果たし、社会の発展にとって重要な貢献をしてきた。とりわけ、各大学の建学の精神を生かした独自の校風による教育・研究の実施は、多様性に富んだ個性豊かな人材の育成や、多様な知的価値の創造等を通して、我が国のあらゆる面での発展を支えてきている。

○　私立大学は、国公立大学とともに公教育としての高等教育の重要な一翼を担っており、高い公共性を有し、社会的責任を負っている（本章１（1）（ア）参照）。こうした観点から、各大学が、未来社会の創造に向けての様々な要請にこたえつつ、活力ある多様な人材の育成、基礎から応用にわたる多様な先端的・独創的研究、地域社会から国際社会にわたる未来社会の発展に資する多様な活動等の諸機能の強化に努める中で、例えば、世界的研究・教育拠点の形成や高度専門職業人の養成に力点を置くも

の、総合的教養教育や芸術・体育等の専門的分野に軸足を置くもの、地域貢献や国際交流等に力を注ぐものなど、全体として多様な発展を遂げていくことが重要である（第２章３（2）参照）。こうした各大学の多様な発展を一層促進するためには、それぞれの建学の精神にのっとった自主的・自律的な運営を確保することが不可欠であり、先般の私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善の趣旨を積極的に生かすことが期待される。

21 世紀の大学像と今後の改革方策について
～競争的環境の中で個性が輝く大学～（答申）（抜粋）
平成 10 年 10 月 26 日　大学審議会

第 1 章　21 世紀初頭の社会状況と大学像
3　21 世紀初頭の大学像
(1) 高等教育機関の多様な展開
2) 国公私立大学の特色ある発展

国公私立大学がそれぞれに期待される機能を発揮し特色ある教育研究を展開していくことは、21 世紀初頭における社会の多様な要請等に国公私立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも必要である。

国立大学については、国費により支えられているという安定性や国の判断で定員管理が可能であるなどの特性を踏まえ、その社会的責任として、計画的な人材養成の実施など政策目標の実現、社会的な需要は少ないが重要な学問分野の継承、先導的・実験的な教育研究の実施、各地域特有の課題に応じた教育研究とその解決への貢献などの機能を果たすべきことが期待されている。このような機能を十分果たしていない国立大学については、適切な評価に基づき大学の実情に応じた改組転換を検討する必要も出てくると考えられる。

公立大学については、当該自治体における設置目的に沿って、それぞれの地域の更なる向上発展への貢献のため、地域社会の様々な要請等を踏まえつつ、より一層教育研究機能の強化に努め特色ある教育研究を実施していくことが期待されている。

私立大学については、各大学がそれぞれの建学の精神にのっとった自主的な運営により、社会の多様な要請等にこたえつつ、より一層教育研究機能の強化に努め特色ある教育研究を実施していくことが期待されている。

（ア）多様な設置形態の意義

(a)　我が国の大学は設置形態上、国立大学、公立大学、私立大学に分けられる。戦後、学校教育法の制定などにより国公私立大学を通じた制度が確立され、また私学の自主性、公共性の保障のために新たに私立学校法が制定されるなど制度整備が進められ、我が国の大学は私立大学を中心に著しい量的拡大を遂げた。このような中で、国立大学についても戦前にあったような国家枢要の人材を育成するという性格は薄れ、現在では、国立、公立、私立大学それぞれに期待される機能を明確に分けることは難しくなっている。しかしながら、特に大きな公的資金を基盤とする国立大学については、国立という設置形態であるがゆえに、その社会的責任として果たすべき機能を明確に示すことが求められる。また、公立・私立大学については、国立大学と同様に公共的機関として大きな社会的責任を有しているものであり、公立大学については当該自治体における設置目的に沿って、私立大学についてはその建学の精神にのっとり、それぞれの設置形態の特色を生かしながら今後の発展を図ることが期待される。

(b)　我が国の大学制度発足以来この約 1 世紀の間に、国立、公立、私立の諸形態の大学は併存しつつそれぞれの個性・特色を発揮し、高等教育全体として量的にも質的にも大きな発展を遂げてきた。高等教育に対する多様な要請等への対応や各大学の多様化・個性化が求められる 21 世紀初頭においては、こうした多様な発展を可能とする柔軟な構造の下で、国公私立大学がそれぞれに期待される機能を発揮し特色ある教育研究を展開していくことが重要である。このことは、国公私立大学全体で社会の多様な要請等に適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも必要である。

（イ）国立大学が果たすべき機能

(a)　国立大学は、1）国費により支えられているという安定性から、短期的には成果が見えない新たな創造的研究に積極的に挑戦することができること、2）設置者である国の判断により、社会の需要に応じた政策的な定員管理等が可能であること、3）大規模なプロジェクトに取り組むことができることなどの特性を有している。

(b)　現在、各国立大学が果たしている機能は多様であるが、上記のような特性から今後国立大学が特にその社会的責任として果たすべきことが期待される機能としては、1）計画的な人材養成の実施など国の政策目標の実現、2）現時点では社会的な需要は少ないが、我が国の学術・文化等の面から重要な学問分野の継承、3）衛星通信大学間ネットワーク構築事業の実施など、社会の変化や学術研究の進展に応じた先導的・実験的な教育研究の実施、4）各地域特有の課題に応じた教育研究の実施とその解決への貢献及び都市圏のみでなく全国的に均衡のとれた大学配置による教育の機会均等の確保への貢献、5）学生が経済状況に左右されることなく自己の関心・適性に応じて高等教育を受ける機会を確保することへの貢献などが挙げられる。

(c)　各国立大学においては、それぞれの実情を考慮しつつ、これらの社会的責任として果たすべき機能を十分に発揮することが求められており、そのための教育研究の実施や組織運営体制の整備が図られることが必要である。このような機能を十分果たしていない国立大学については、適切な評価に基づき大学の実情に応じた改組転換を検討する必要も出てくると考えられる。

（ウ）公立大学の発展の方向

(a) 公立大学は、特定地域における高等教育機会の提供と地域発展のための研究への貢献にとどまらず、国立・私立大学とともに高等教育における様々な役割を広く担っているところであるが、設置者である各地方自治体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという公立大学の性格から、それぞれの地域における社会、経済、文化の更なる向上発展への貢献のため各地域社会の

様々な要請等にこたえることが特に期待されており、より一層教育研究機能の強化を図り各大学が特色ある発展をしていくことが重要である。

(b)　各地域の地方自治体が、公教育の担い手として公立大学の設置を通じて高等教育にも主体的に取り組み、地域の人材養成をはじめとする様々な要請等にこたえ多様かつ個性的な教育研究を展開することは、我が国の高等教育全体における教育研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながっていくものである。この点においても、公立大学の果たす役割は大きなものとなっている。

（エ）私立大学の多様な発展

(a)　私立大学は、特に戦後の我が国における高等教育の普及の面において大きな役割を果たしてきた。現在では大学の学生数の約８割を占めるに至っており、我が国の高等教育の普及という面のみならず多様な教育研究活動の展開を通じて社会の発展にとっても重要な貢献をしている。とりわけ、各私立大学における建学の精神を生かした独自の校風による教育研究の実施は、多様性に富んだ個性豊かな優れた人材を育成し、我が国のあらゆる面における発展を支えている。また、近年、国際化・情報化・社会の成熟化などが進む中で、社会や国民の多様化・高度化する要請に応じた特色ある教育研究の展開が強く求められているが、この点においても、それぞれの建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を積極的に展開している私立大学の果たす役割は大きなものとなっている。

(b) 私立大学は、設置者が国・地方公共団体である国・公立大学とは異なり、建学の精神を生かした独自の校風により各大学が特色ある教育研究を実施している。したがって、各大学の多様な発展を一層促進するためにも、私立大学について特定の固定的な機能を想定することは適当ではなく、各大学がそれぞれの建学の精神にのっとった自主的な運営により、社会の多様な要請等にこたえつつ、人文・社会・自然の諸科学の様々な分野にわたってより一層教育研究機能の強化に努め特色ある教育研究を展開し多様に発展していくことが重要である。

今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）

昭和 46 年 6 月 11 日　中央教育審議会

第 3 章　高等教育の改革に関する基本構想

第 2　高等教育改革の基本構想

9　国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

高等教育機関のうち、とくに国・公立の大学は、現在の制度では広義の行政機関としての性格をもつものとされながら、その運営に特別な配慮が必要なため、その設置者である国または地方公共団体の管理権との関係において問題を生じやすい状態にある。また、そのような設置形態のためにかえって大学が制度上の保障の上に安住し、自律性と自己責任をもって管理運営されるようになることが妨げられているともみられる。そこで今後は、それらの大学が設置者との関係を明らかにするとともに、真に自律性と自己責任をもって運営されるものとなるためには、次に掲げる二つの方法があり、それぞれの大学の目的・性格にふさわしい方向に改革することが望ましい。

(1)　現行の設置形態を改め、一定額の公費の援助を受けて自主的に運営し、それに伴う責任を直接負担する公的な性格をもつ新しい形態の法人とする。

(2)　大学の管理運営の責任体制を確立するとともに、設置者との関係を明確化するため、大学の管理組織に抜本的な改善を加える。

〔説明〕現行の法律では、大学を設置することができるものは国、地方公共団体および学校法人であり、それらの設置者はその大学を管理し、その維持経営に必要な経費を負担するのが原則であると考えられてきた。とくに国・公立の大学の場合には、制度上広義の行政機関としての性格をもつものであり、その運営上の最終の責任は、文部大臣が国民に対し、または地方公共団体の首長が地方住民に対して負わなければならないとされている。

ところが、実際上は、大学の学問研究の自由と自主的な運営を確保することが必要であるとして、教員の人事や大学の管理運営については、相当大幅な権限が大学に委任されている。このことは、大学自体がその権限を適切に行使することについて責任を負っていることを意味するが、実際にはその責任のとり方が不明確になりやすい。

このような欠陥を改めるためには、これまでの大学の管理形態に抜本的な改善を加える必要がある。その第 1 の方式として、1 が考えられる。これは、国・公立大学を行政機関の一種とすることにむりがあるとの考え方にもとづいている。すなわち、大学の管理運営について国または地方公共団体が管理上のすべての責任を負うことは実際上困難であり、しかも、大学を一種の行政機関として人事、会計などに関する一般官公庁の準則を適用することは、教育・研究の効率的な運営を妨げるばかりでなく、かえってその制度的な保障に安住して、自主的に運営

する意欲とそれに伴う責任感とを希薄にするなど、弊害が少なくないという見方である。そこで、大学をその目的・性格からみて適切な新しい形態の公的な法人とし、公費による一定額の援助を受けること以外は、経営管理上の一切の責任を負って自治的に運営させることが、かえって大学の発展を助長することになるというのが、上記1の考え方である。もちろんこの場合、公費を支出するがわは、その法人としての大学がそれに値するかどうかを自主的に判断する立場を保留するものとする。

これに対して、2は第2の解決の方式を示すものである。これは、国・公立大学について、国または地方公共団体の設置する広義の行政機関としての現在の性格は一応保持しながら、その管理組織に抜本的な改善を加えようとするものである。その一つの方法としては、学外の有識者を加えた新しい管理機関を大学に設け、これが設置者から大幅な権限の委任を受けて、責任をもって管理運営にあたることも考えられる。同時に、そのような方法によって、大学と設置者それぞれの管理上の責任と権限を明確にして、〝大学自治〟が本来の意味以上に拡大解釈され、不必要な混乱が生じないようにする必要がある。

上記のような「新しい形態の法人」や「新しい管理機関」などをどのような組織・構成とし、その責任と権限をどうするかなどについては、今後くわしく検討する必要がある。その場合、上記1および2の場合における理事者の選任については大学の自主性もじゅうぶん考慮するとともに、とくに法人化にあたっては一定の条件のもとに財政の運営上に大幅な自主性を認めることが必要であるが、いずれの場合にも、実質的に責任を負う能力をもつ理事者が確保され、非常の場合にも事態の収拾が制度的に保障されることがたいせつである。

このような二つの改革の方向は、国・公立のすべての大学をいずれか一方だけに改めることを意味するものではない。それらの目的・性格に応じて、いずれか適当なほうを選ぶことはできるが、少なくとも現行の体制のままでは根本問題は少しも解決されないことに注意すべきであろう。

なお、現在の文部省では、国立学校の設置者としての仕事と高等教育に関する行政一般についての仕事とが入りまじっていることから生じる問題についても、再検討すべきである。

高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）（抜粋）

平成３０年１月２６日一般社団法人国立大学協会

【Ⅵ．我が国の高等教育における国立大学の将来像】

１　国立大学が今後特に果たすべき役割・機能

（１）国立大学の今後の使命

我が国の高等教育は、欧米のシステムに学びながら、独自の発展を遂げてきた。その中で、国立大学は、我が国の高等教育システムの基調を形成しながら、一方で創設の頃から我が国の人口動態、産業・経済動態、あるいは財政状況などに対応する国の政策・施策を支えるとともに、社会・経済の発展に貢献する高等教育機関であった。国立大学は卓越した研究力を発揮し、その研究力を基盤として続けられてきた教育は地域と国を牽引する人材を輩出してきた。

国立大学が今後の自らの使命を考えるに当たっては、少なくとも 10 数年後（2030 年頃）以降の将来の我が国と世界が直面する物理的な状況（［Ⅲ］でまとめた人口構成、財政状況、産業構造など）についてしっかりと把握した上で、現在からその時までにかけては、①現在の国立大学が持つ機能を最大限に発揮できる環境を整備しつつ（国立大学の機能の最大化）、②将来の状況に対応できる準備を確実に進める必要がある（将来にむけての準備）。（後略）

グローバル化や産業構造等の高等教育を取り巻く状況は大きく変容しつつある。また、現在進められている国立大学に対する支援は、各大学の個性や強みに基づいた機能強化の方向で進められている。このような状況を認識した上で、国立大学の機能の最大化（①）の意味するところは、「新たな価値の基盤となる先進的な研究の高度化」と「地域や産業界の変革を、あるいは成長分野を切り開きイノベーション創出を牽引できる人材を育む教育」を充実することである。

ノーベル賞受賞者を輩出してきた国立大学にとっては、新たな知の創造と地球規模課題の解決に向けて、一層の研究力強化を推進する使命がある。将来の国力を左右するような研究を支える支援も含めた体制の充実が求められる。加えて、価値創造を継承する人材である高度専門職業人及び先端的研究者を育成する大学院の充実が重要である。特に、外部資金による博士課程学生の経済的支援体制を拡充させ、優秀な学生が博士課程への進学を希望するよう、研究体制、教育能力養成機能を含む教育体制、それらを支える社会の連携体制などの充実が求められる。さらに社会はますます高度な知識基盤社会への変容していくことが確実であり、全国及び各地域においてこれを支え、その活力の中核的役割を果たす人材は今以上に必要となる。したがって、高等教育への進学率が他の先進諸国と比べて必ずしも高くない我が国においては、しばらくは大学進学率を増加させる施策が必要であり、国立大学は持てる機能を向上させて、社会の中核を担う人材、すなわち経済社会のグローバル化の進展を支え、第 4 次産業革命を含む産業構造変化を牽引し、創造性の高い高付加価値を持つ産業を担う人材の育成に努めなければならない。（後略）

（２）今後重点的に向上・発展させるべき役割・機能

○　上記の国立大学の使命と前述の【Ⅱ．現在の各種高等教育機関の役割・機能】等を踏まえ、これまで国立大学が特に果たしてきた役割・機能を更に重点的に向上・発展させることが重要である。

○　第一に、国立大学は、高度な専門的知識・能力を備えるとともに、人文・社会科学系と自然科学系を含む多様な学問分野を学び、深い洞察力を身に付けた人材の育成及び学際的な学問分野の開拓を牽引する役割を担い、そのための体制を維持するためには大学間の教育研究連携をより強化していかなければならない。（後略）

○　第二に、国立大学は、全ての都道府県に設置され、全国各地域の社会・経済・文化・教育・医療・福祉の拠点として、我が国全体の均衡ある発展に貢献してきた。各地域の高等教育進学率の確保、若者の地域定着、地方自治体や地域産業界のリーダー養成になどに果たしてきた役割は大きい。今日、地方創生が国の重要課題となっているが、将来の社会の姿として想定されている超スマート社会においては、産業形態が大規模集約型から遠隔分散型へのパラダイムがシフトし、各地方に高度な教育研究機能を持つ大学が存在することの意義はますます大きくなる。全国の国立大学が、地方自治体との緊密な連携の下に、地域の人材育成と地域の個性・特色を活かしたイノベーションの創出に貢献し、地域の国公私立大学の連携との中核拠点としての役割・機能を果たすことが求められる。（後略）

○　第三に、国立大学は、国としての政策的な人材養成需要に応え、教員養成、理工系人材育成、医師養成等において中心的な役割を果たしてきた。これらについては、公私立大学においても行われているとは言え、養成に係る費用や地域配置の問題もあり、依然として国立大学の果たすべき役割は大きく、当該分野のすべての大学の連携・共同の拠点としての機能を果たすことが期待される。

○　第四に、国立大学は、時々の流行や短期的な需要のみに過度に振り回されることなく、基礎的・伝統的な幅広い学問分野の研究を維持・継承してきた。（中略）将来の見通しが困難な時代、また新しい価値観の創造が求められる時代にあって、一方では社会や産業のニーズに柔軟に対応できる教育プログラム導入の仕組みの検討を進めるとともに、国立大学が全体としての多様性を確保し柔軟な対応を可能にする観点から、これらの分野について、将来ともに各大学の役割分担を行いながら維持・継承、発展していくことが求められる。

○　第五に、国立大学は、海外の大学・研究機関との学術研究交流を中心的に牽引してきた。また、開発途上国に対する技術指導や医療協力なども積極的に進め、最近では高等教育機関の整備にも貢献してきている。国際共同研究や学生・研究者交流をはじめとするグローバル人材の養成を推進するとともに、「教育外交」「科学技術外交」における政策的な要請に応えていくことが、国立大学にとっての喫緊の課題である。

公立大学の諸課題とその将来構想に向けての議論

一般社団法人公立大学協会

平成 29 年 7 月 28 日中央教育審議会大学分科会将来構想部会（第 3 回）資料３より抜粋

■公立大学の将来構想に向けての議論

○ 大学を取り巻く社会環境が大きな変化する中で、公立大学政策は、地方自治体の自律性にゆだねられている。このことにより、特有の課題と優位性が存在。

○ 公立大学の将来像を描くには、中央・地方・大学の関係を立体的に捉えることのできる複眼的な視座が求められる。

⇒公立大学の在り方に関する検討会議報告書「時代をＬＥＡＤする公立大学－公立大学の将来構想に向けての議論の方向性と可能性」

■公立大学の共通課題の整理分析

垂直的に３層の政策課題が存在する。

国における高等教育政策の課題
- → 高等教育は他の政策投資との間で競合･競争
- → 高等教育の側からの攻めの姿勢での提案が必要
- → 国の将来構想における公立大学の位置

設置自治体における公立大学政策の課題
- → 自治体の高等教育政策が必要
- → 自治体政策を巡る様々な、競合･競争が発生
- → 公立大学からの先導的な政策提言が必要

公立大学におけるマネジメントの課題
- → 公立大学に求められる機能が拡大し、多元化している
- → 国と自治体の両政策を考えた改革が必要
- → 改革を担う人材の育成が必要

公立大学の政策研究（理論的・実践的）が必要

■分野別課題の整理

２つの軸で地域貢献機能を類型化

	サスティナブル	クリエイト
地域からの要請型	地域のいのちを守る 例：看護系	地域の財産を発展させる 例：芸術系
大学からの提案型	地域の価値をつなげる 例：地域政策系	地域の可能性を開発する 例：情報系

■類型ごとに機能を分析

類型	分野（例）	機能	学術連携	行政連携
Assure型 （いのちを守る）	医療、看護、 福祉系、栄養…	健康インフラを守り、充実させる	大学の連携で、地域を守る	政策に寄り添い、リーダーシップを発揮する
Develop型 （開発する）	工学、理学 情報、国際…	新しい価値を作り、地域を開発する	世界の研究成果を取り込む	地域産業の政策に存在感を示す
Enhance型 （発展させる）	芸術、人文、 農学、経済…	地域の財産・価値を発展させる	分野を超えた連携で可能性拡大	地域の伝統や産業を守る行政に寄与
Link型 （価値をつなぐ）	地域政策、 環境、社会…	地域の組織、人をつなぐ	分野融合で新しい学問に	地域課題の解決に貢献

⇒ **この枠組みで公立大学の地域貢献機能の分析を試みる**

■類型ごとに機能を分析

地域貢献の機能分類からＬＥＡＤという言葉が生まれた。
各大学の地域貢献の取組みを機能ごとに整理し、理論的・実践的に分析する。
公立大学の将来像を探り、将来構想への議論を開始。

	機能	機能の内容	公立大学の将来像（例示）
L	Link	組織（国、自治体、大学…）、人（住民、学生…）、学問分野を**連携してつなぐ働き**	**学生が地域に学び、持続可能な社会をつくる理論的研究を先導する。**
E	Enhance	地域にある伝統的なポテンシャルを育て、地域の特徴を強みに変え、**発展させる働き**	**異分野研究や設置自治体との連携で、地域・地方の活性化の中核となる。**
A	Assure	地域の健康インフラ整備のための人材を育て、地域住民の命、生活を**まもる働き**	**地域の切実な地域課題の解決に向け、国公私立大学の連携・融合を先導。**
D	Develop	研究成果を地域産業に生かし、これまでに存在しなかった価値を創造し、**開発する働き**	**地域の国際的な競争力を高め、産学連携によるイノベーションを実現。**

■議論の方向性と可能性

　将来構想の議論には、政策研究や質保証の活用方法を中心に理論的・実践的な取組みを進める必要がある。以下は、取組みの例示

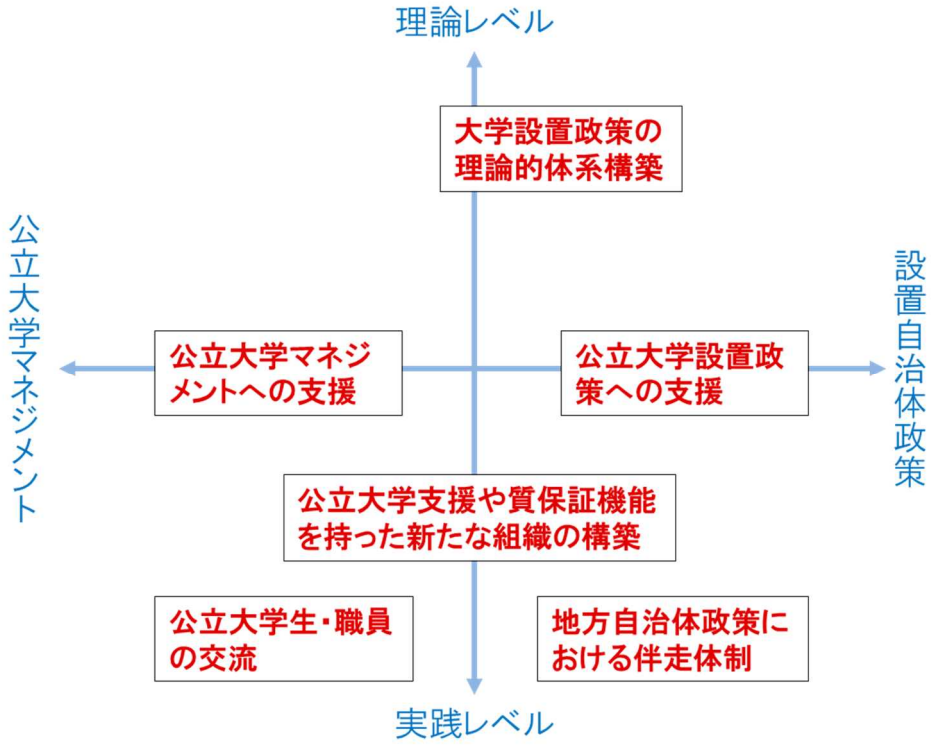

未来を先導する私立大学の将来像（抜粋）

平成３０年４月　一般社団法人日本私立大学連盟

４．国公私立大学の機能・役割と公財政支出のあり方

（１）国公私立大学の機能・役割

私立大学は、学部学生の約８割の教育を担っている。さまざまな学生に対し門戸を開き、多様性に富んだ教育をすることをその目的としており、それぞれの建学の精神に基づき、社会に根ざした以下のような教育を実践してきた。

① 高度な知識基盤社会を支えるための多様性を持った高等教育の場の創出と維持
② 社会人としての幅広い教養と思考力の涵養
③ 先駆的な試みとしてのグローバル人材の育成
④ 諸地域における地域人材の育成
⑤ 通信教育やエクステンションスクールを含めた生涯学習
⑥ 国公立大学に先駆けた、女性の高等教育の実施
⑦ 課外活動や研究所活動を含めた日本文化・芸術の発展とスポーツ振興

また同時に、私立大学は一見するとすぐに役に立つとは思えないような個人の自由な発想に基づく独創的な教育研究によって、社会に活力と発展をもたらしてきた。

国立大学法人とは別に、私立大学法人（学校法人）が設置されているのは、「官の支配を受けず」「民の知恵に基づき」「多様性に富んだ」教育研究事業を展開するための「民による公共性・公益性を持った機関」が必要であるからにほかならない。

その趣旨を踏まえれば、私立大学は、個や国家の思惑を超えて社会や世界に目を向け、人間や地球環境のあり方を絶えず問う批判的な精神により、今後の世界のリスクを回避できる多様性と実践的な教育を保持し続け、主体的で洞察力に富んだ思考力を育てる役割がある。また、人口減少が加速し、先の読めない複雑化した社会の中で、わが国の労働生産性を高めていくためには、一部のエリートだけではなく、私立大学の教育研究の多様性によって複雑な社会の変化に対応できるよう国民の知的水準を底上げし、一人ひとりの労働生産性を大幅に引き上げることが求められる。そのために、幅広い年齢層に及び中核人材の教育機会を保障することも、私立大学の役割である。

国立大学については、その授業料や教育研究費の対部分が国費で賄われている以上、教育活動と研究活動における投資効果を検証しなくてはならない。真に必要な分野に限られた資金・資源を集中させるとともに、大学の規模も含め、その役割を見直すことが必要である。日本全体のことで言えば、超スマート社会（Society5.0）の実現に向け、巨額の予算・多くの研究費・大型装置・巨大な施設を必要とするビックサイエンスが必要な時代にあっては、国家的なバックアップなしに研究を進めることが、極めて困難になってくる。国はそのような先端的な研究を行うための場所・装置・仕組み等を準備する必要があり、それとともに、学部教育の大部分を担っている私立大学の研究と研究者養成機関の質を高めることが、国全体の教育研究の質の向上やイノベーション創出力の

強化につながると考えられる。大学全体の教育・研究を高度化させるために、国立大学及び国立の諸機関は先端的な研究を実施するための装置や場所を独占するのではなく、多くの研究者に提供する役割があるのではないだろうか。国費により設置された研究設備において、国公私に関わらず、研究者・教員が協働して研究を進めていくことで、研究と教育に新しい活気と流れを創っていくことができる。

そのような流れの中で、研究者を目指す学生たちが私立大学の大学院で学びながら、国立大学が提供する場で研究を行う等、大学院教育においても国公私の壁を超えて、協働していくことを考えるべきである。